

熊本県公報

号 外 第 1 2 号
平成 26 年 3 月 31 日 (月)
(毎 週 火・金 発 行)

目 次

規 則

- 熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…………… (//) 1
- 熊本県都市公園規則の一部を改正する規則…………… (//) 1
- 熊本県天草地域ダム建設事務所設置規則を廃止する規則…………… (//) 2
- 熊本県保健所条例施行規則の一部を改正する規則…………… (//) 2
- 熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則…………… (//) 3
- 熊本県福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則…………… (//) 7
- 熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提
供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則…………… (市町村行政課) 7
- 登 載 依 頼**
- 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する
規則…………… (人事委員会事務局) 9
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
…………… (//) 9
- 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… (//) 10
- 熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
…………… (//) 11
- 指導教諭の設置に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則
…………… (//) 11
- 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程…………… (//) 12

規 則

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 14 号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の職の設置に関する規則 (昭和 31 年熊本県規則第 59 号) の一部を次のよ
うに改正する。

別表第 1 本庁の欄中「情報企画監」を「危機管理防災企画監
情報企画監」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 15 号

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県屋外広告物条例施行規則 (昭和 39 年熊本県規則第 56 号) の一部を次のよ
うに改正する。

第 14 条中「土木部維持管理課」を「土木部維持管理調整課 (県北広域本部菊池地域振
興局、県南広域本部八代地域振興局及び天草広域本部天草地域振興局にあっては、土木部
維持管理課) の執務室」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第16号

熊本県都市公園規則の一部を改正する規則
熊本県都市公園規則（平成4年熊本県規則第36号）の一部を次のように改正する。
第11条の表熊本県テクノ中央緑地の項中「県央広域本部上益城地域振興局土木部維持管理課」を「県央広域本部上益城地域振興局土木部維持管理調整課」に改め、同表水俣広域公園の項中「県南広域本部芦北地域振興局土木部維持管理課」を「県南広域本部芦北地域振興局土木部維持管理調整課」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県天草地域ダム建設事務所設置規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第17号

熊本県天草地域ダム建設事務所設置規則を廃止する規則
熊本県天草地域ダム建設事務所設置規則（平成9年熊本県規則第27号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第18号

熊本県保健所条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県保健所条例施行規則（昭和38年熊本県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| 事務 | 一の保健所 | 当該保健所に所管させる他の保健所の区域 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------|
| あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及びあん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第19号）の施行に関する事務（同法第1条に規定する免許に関する事務を除く。） | 熊本県菊池保健所 | 荒尾市、玉名市、山鹿市、阿蘇市、玉名郡及び阿蘇郡 |
| | 熊本県八代保健所 | 人吉市、水俣市、葦北郡及び球磨郡 |
| 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の施行に関する事務 | 熊本県菊池保健所 | 玉名郡及び阿蘇郡 |
| | 熊本県八代保健所 | 葦北郡及び球磨郡 |
| 医療法（昭和23年法律第205号）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の施行に関する事務 | 熊本県菊池保健所 | 荒尾市、玉名市、山鹿市、阿蘇市、玉名郡及び阿蘇郡 |
| | 熊本県八代保健所 | 人吉市、水俣市、葦北郡及び球磨郡 |
| 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）の施行に関する事務（同法第3条に規定する免許に関する事務を除く。） | 熊本県菊池保健所 | 荒尾市、玉名市、山鹿市、阿蘇市、玉名郡及び阿蘇郡 |
| | 熊本県八代保健所 | 人吉市、水俣市、葦北郡及び球磨郡 |
| 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）及び柔道整復師法施行規則（平成2年厚生省令第20号） | 熊本県菊池保健所 | 荒尾市、玉名市、山鹿市、阿蘇市、玉名郡及び阿蘇郡 |
| | 熊本県八代保健所 | 人吉市、水俣市、葦北郡及び |

| | | |
|----------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------|
| の施行に関する事務（同法第3条に規定する免許に関する事務を除く。） | | 球磨郡 |
| 統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である人口動態調査、医療施設統計、患者統計及び国民生活基礎統計に関する事務 | 熊本県菊池保健所 | 荒尾市、玉名市、山鹿市、阿蘇市、玉名郡及び阿蘇郡 |
| | 熊本県八代保健所 | 人吉市、水俣市、葦北郡及び球磨郡 |

第4条ただし書中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に効力を有する次の表の左欄に掲げる保健所の長（以下「旧保健所長」という。）がした処分その他の行為又はこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧保健所長に対してされた申請その他の行為（いずれもこの規則による改正後の熊本県保健所条例施行規則第2条の表事務の欄に掲げる事務（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の施行に関する事務を除く。）に係るものに限る。）は、施行日以後においては、同表の右欄に掲げる保健所の長（以下「新保健所長」という。）がした処分その他の行為又は新保健所長に対してされた申請その他の行為とみなす。

| | |
|----------|----------|
| 熊本県有明保健所 | 熊本県菊池保健所 |
| 熊本県山鹿保健所 | |
| 熊本県阿蘇保健所 | |
| 熊本県人吉保健所 | 熊本県八代保健所 |
| 熊本県水俣保健所 | |

3 改正後の第4条ただし書の規定は、施行日以後の依頼に係る使用料について適用し、施行日以前の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第19号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則
熊本県衛生事務に関する委任規則（平成3年熊本県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、第1号を削り、同項第2号中「（法」という。）」の次に「及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下この号において「省令」という。）」を、「事務」の次に「のうち、次に掲げるもの（ア、イ及びオに掲げる事務にあっては、食肉の衛生に関する事務であつて、熊本県食肉衛生検査所設置条例（昭和48年熊本県条例第17号。以下この号、第15号及び第22号並びに第2条において「条例」という。）別表に掲げる施設に係るものを除く。）」を加え、同第2号ア中「（熊本県食肉衛生検査所設置条例（昭和48年熊本県条例第17号。以下この号、第18号及び第26号並びに第2条において「条例」という。）別表に規定すると畜場及び食鳥処理場における食肉の衛生に係るものを除く。）」を削り、同号ウからオまでを次のように改める。

ウ 法第48条第8項の規定による食品衛生管理者の設置の届出を受理すること。

エ 法第52条第1項（法第62条第1項において準用する場合を含む。）の規定により営業の許可を行うこと。

オ 法第53条第2項の規定による地位の承継の届出を受理すること。
第1条第1項第2号に次のように加え、同号を同項第1号とする。

カ 法第54条第2項の規定により食品等の廃棄又はその他必要な処置を命じること。

キ 法第55条第1項（法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）

の規定による許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止を行うこと。

ク 法第56条の規定による整備改善の命令又は許可の取消し若しくは営業の禁止若しくは停止を行うこと。

ケ 省令第71条の規定による変更の届出を受理すること。

第1条第1項第3号中「（という。）」の次に「及び熊本県理容師法施行条例（平成12年熊本県条例第17号。以下この号において「条例」という。）」を、「事務」の次に「のうち、次に掲げるもの」を加え、同号キ中「熊本県理容師法施行条例（平成12年熊本県条例第17号）」を「条例」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「事務」の次に「のうち、次に掲げるもの」を加え、同号を同項第3号とし、同項第5号中「（という。）」

規則第36号)」を「規則」に改め、同号を同項第27号とし、同条第2項中「墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。)」の施行に
 (1) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下この号において「法」という。)」の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの
 ア 法第8条第1項(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により必要な指示をすること。
 イ 法第8条第2項(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により医師の団体が述べた意見が第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により第9条の2第1項(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による施術所の開設の届出若しくはその届出の変更の届出又は同条第2項(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による施術所の休止、廃止若しくは再開の届出を受理すること。
 エ 法第9条の3(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による業務の開始、休止、廃止又は再開の届出を受理すること。
 オ 法第9条の4(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による滞在して業務を行うことと第2項において準用する場合を含む。)の規定により第10条第1項(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により必要な報告を提出させ、及び当該職員に立入検査をさせること。
 キ 法第11条第2項(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により施術所の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその構造設備の改善若しくは衛生上必要な措置を命ずること。
 ク 法第12条の3第1項の規定により業務を停止し、又は禁止すること。
 (2) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下この号において「法」という。)」の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの
 ア 法第10条第1項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可をすること。
 イ 法第10条第2項の規定により墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可をすること。
 ウ 法第18条第1項の規定により当該職員に立入検査をさせ、又は必要な報告を求めること。
 エ 法第19条の規定により墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善若しくはその使用の制限若しくは禁止を命じ、又は法第10条の規定による許可を取り消すこと。
 (3) 医療法(昭和23年法律第205号。以下この号において「法」という。)、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。以下この号において「改正法」という。)、及び医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下この号において「政令」という。))の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの
 ア 法第4条第1項の規定により地域医療支援病院と称することを承認すること。
 イ 法第5条第2項の規定により必要な報告を命じ、又は診療録、助産録、帳簿書類その他物件の提出を命ずること。
 ウ 法第7条第1項の規定により病院、診療所若しくは助産所の開設(病院の新規の開設を除く。)を許可し、同条第2項の規定により病院、診療所若しくは助産所の病床数をその他厚生労働省令で定める事項の変更を許可し、又は同条第3項の規定により診療所の病床設置若しくはその病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項の変更を許可すること。
 エ 法第8条の規定による診療所又は助産所の開設の届出を受理すること。
 オ 法第8条の2第2項の規定による病院、診療所又は助産所の休止又は再開の届出を受理すること。
 カ 法第9条第1項の規定による病院、診療所若しくは助産所の廃止の届出又は同条第2項の規定による病院、診療所若しくは助産所の開設者の死亡若しくは失踪の届出を受理すること。
 キ 法第12条第1項ただし書の規定により開設者以外の者が病院、診療所若しくは助産所を管理することとを許可し、又は同条第2項の規定により医師、歯科医師若しくは助産師が2以上の病院、診療所若しくは助産所を管理することを許可すること。
 ク 法第12条の2第1項の規定により業務に関する報告書を受理すること。
 ケ 法第15条第3項の規定による病院又は診療所に診療の用に供するエックス線装置を備えたときその他厚生労働省令で定める場合における届出を受理すること。
 コ 法第16条ただし書の規定により病院又は診療所に専属の薬剤師を置かないことを許可すること。
 サ 法第18条ただし書の規定により病院又は診療所に専属の薬剤師を置かないことを許可すること。
 シ 法第24条第1項の規定により病院、診療所又は助産所の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずること。
 ス 法第25条第1項の規定により必要な報告を命じ、及び当該職員に立入検査をさせること。
 セ 法第25条第2項の規定により診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずること。

せること。
 オ 法第22条の規定により施術所の使用を制限し、若しくは禁止し、又は施術所の構造設備の改善若しくは衛生上の措置を命ずること。
 第2条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「(条例別表に規定すると畜場及びこれに附属する施設並びに食鳥処理場における食肉の衛生に)」を「のうち、次に掲げるもの(食肉の衛生に関する事務であって、条例別表に掲げる施設に)」に改め、同号中「(廃棄)の次に「又はその他必要な処置」を加え、同条第2号中「(という。)」の次に「及びと畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下この号において「政令」という。)」を加え、「事務(」を「事務のうち、次に掲げるもの(イからエまでに掲げる事務であつては、獣畜とさつ又は解体の検査及びと畜場の衛生に関する事務であつて、)」に改め、同号ア中「第14条」を「第14条第1項から第3項まで」に改め、「受けようとする者」の申請を受理し、検査を「を削り、同号エ中「と畜場法施行令」を「政令」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イ中「公衆衛生上必要な限度において、必要な」を「同条各号に掲げる」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 法第14条第4項又は第5項の規定により検査を行うこと。
 第2条第3号中「事務(」を「事務であつて、次に掲げるもの(ア及びウからオまでに掲げる事務にあつては、食鳥検査及び食鳥処理場の衛生に関する事務であつて、)」に改め、同号エ中「立入検査」を「、立入検査」に、「関係者に質問をさせ、又は無償で取去をさせること」を「質問させ、又は取去させること」に改め、「(食鳥検査に係るものに限る。)」を削り、同号エを同号オとし、同号ウ中「(食鳥検査に係るものに限る。)」を削り、同号ウを同号エとし、同号イ中「公衆衛生上必要な限度において、必要な措置をとること」を「同条各号に掲げる必要な措置を採ること」に改め、同号イを同号ウとし、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 法第6条第3項の規定による軽微な変更の届出を受理すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に効力を有する次の表の左欄に掲げる保健所の長(以下「旧保健所長」という。)が行った処分その他の行為又は現に旧保健所長に対して行っている申請その他の行為(いずれも改正後の第1条第2項各号(第2号を除く。))に掲げる事務に係るものに限る。)は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後においては、同表の右欄に掲げる保健所の長(以下「新保健所長」という。)が行った処分その他の行為又は新保健所長に対して行っている申請その他の行為とみなす。

| | |
|----------|----------|
| 熊本県有明保健所 | 熊本県菊池保健所 |
| 熊本県山鹿保健所 | |
| 熊本県阿蘇保健所 | |
| 熊本県人吉保健所 | 熊本県八代保健所 |
| 熊本県水俣保健所 | |

- 3 この規則の施行の際現に効力を有する熊本県保健所長が行った処分その他の行為又は現に熊本県保健所長に対して行っている申請その他の行為(いずれも改正後の第2条各号に掲げる事務に係るものに限る。)は、施行日以後においては、熊本県食肉衛生検査所長が行った処分その他の行為又は熊本県食肉衛生検査所長に対して行っている申請その他の行為とみなす。

熊本県福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第20号

熊本県福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則
 熊本県福祉事務所設置条例施行規則(平成25年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

| | | |
|--------------------------------------------------|------------|----------|
| 統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計である国民生活基礎統計に関する事務 | 熊本県菊池福祉事務所 | 玉名郡及び阿蘇郡 |
| | 熊本県八代福祉事務所 | 葦北郡及び球磨郡 |

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定め

る規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第21号

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則（平成21年熊本県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第3条及び第6条」に、「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改める。

第4条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条の見出しとする。

第3条の見出し中「別表第1」を「別表第2」に改め、同条第14項中「別表第1の14の項」を「別表第2の18の項」に改め、「（昭和26年法律第219号）」及び「（

当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底）」を削り、同項を同条第18項とし、同条第13項中「別表第1の13の項」を「別表第2の17の項」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 納税者等

第2条第13項を同条第17項とし、同条第12項中「別表第1の12の項」を「別表第2の16の項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第11項中「別表第1の11の項」を「別表第2の15の項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第10項中「別表第1の10の項」を「別表第2の14の項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第9項中「別表第1の9の項」を「別表第2の12の項」に改め、同項を同条第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年熊本県条例第43号）第10条の規定の審査又は遺族補償一時金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は遺族補償一時金の請求に対する応答

(2) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年熊本県規則第56号。以下この項において「県規則」という。）第14条に規定する遺族の現状報告書の受理又はその報告書に係る事実についての審査

(3) 県規則第15条第1項の規定による届出（同項第2号又は第3号に該当する場合に係るものを除く。）の受理又はその届出に係る事実についての審査

(4) 県規則第15条第2項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第3条第8項中「別表第1の8の項」を「別表第2の11の項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「別表第1の7の項」を「別表第2の10の項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「別表第1の6の項」を「別表第2の9の項」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 納税者等

第3条第6項を同条第9項とし、同条第5項中「別表第1の5の項」を「別表第2の8の項」に改め、同項第1号中「この条」を「この項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項中「別表第1の4の項」を「別表第2の7の項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「別表第1の3の項」を「別表第2の6の項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「別表第1の2の項」を「別表第2の3の項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の児童扶養手当の過誤払を受けた者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実（当該相続人にあつては、氏名又は住所）の確認とする。

5 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第16条に規定する母子福祉資金貸付金若しくは同法第32条第5項に規定する寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第4項若しくは第9条第1項保証人若しくは同条第3項に規定する連帯債務を負担する借主又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実（当該相続人にあつては、氏名又は住所）の確認とする。

第3条第1項中「別表第1の1の項」を「別表第2の2の項」に改め、「（昭和25年法律第226号）」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第50条第3号、第7号又は第7号の3に規定する費用を弁済された者若しくはその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）又はこれら者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所（当該相続人にあつては、氏名又は住所）の確認とする。

第3条に次の1項を加え、同条を第4条とする。

19 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第6条第1項の水俣病被害者手帳（次号において「水俣病被害者手帳」と

いう。)又は医療手帳(過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者)に対して県が交付する医療手帳をいう。)の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

(2) 水俣病被害者手帳を交付された者であって離島に居住するものの生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

第2条中「第4条」を「第3条及び第6条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第3条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、地方税法(昭和25年法律第22号)又は市町村の条例による市町村税(個人の県民税を含む。以下この項において同じ。)の賦課又は徴収(市町村税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

(1) 納税者、特別徴収義務者、納税義務者又は第二次納税義務者、保証人その他の納税義務があると認められる者(以下「納税者等」という。)

(2) 納税者等の相続人

(3) 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

(4) 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

(5) 納税者等が有する財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(6) 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市町村の徴税吏員が地方税法の規定により質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査する必要があると認められる者

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地(当該土地が埋立て又は海底開拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は開拓に係る河川の敷地又は海底。次条第18項において同じ。)若しくは当該土地にある物件に関して権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

登載依頼

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月31日
熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第11号
熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1健康福祉部健康局業務衛生課の項(1)中「係長の職にある者」を「(2)に掲げる者」に改め、同項(2)中「係長の」を「班の業務を総括する」に改め、同表保健所の項を削り、同表食肉衛生検査所の項(1)中「所長、次長の職にある者」を「八代検査室及び人吉検査室に所属する者並びに(2)に掲げる者」に改め、「(2)所長、次長の職にあると畜検査員」を「(2)所長、次長の職にあると畜検査業務に従事すると畜検査員」に改める。

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県職員等の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月31日
熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第12号
熊本県職員等の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の部総務部の款地方出先機関の項中「天草広域本部天草地域振興局土木部副部長 天草広域本部総務振興課長 天草広域本部天草地域振興局総務振興課

| |
|-------|
| 久玉小学校 |
| 天附小学校 |
| 河浦小学校 |

| |
|-------|
| 河浦小学校 |
|-------|

中学校の部芦北町の項を削る。
別表第4小学校の部八代市の項及び和水町の項を削る。
別表第5小学校の部八代市の項を削り、同表中学校の部上天草市の項を

| | |
|------|-------|
| 上天草市 | 維和中学校 |
|------|-------|

に改め、同表共同調理場の部上天草市の項を

| | |
|------|---------|
| 上天草市 | 維和共同調理場 |
|------|---------|

に改める。

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月31日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第14号

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の地域手当に関する規則（平成18年熊本県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
別表茨城県の項を削る。

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

指導教諭の設置に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則をここに公布する。
平成26年3月31日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第15号

指導教諭の設置に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則
（熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）
第1条 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
別表第1（その6）医療職給料表（3）級別標準職務表第6項第1号中「保健福祉環境審議員」を「審議員」に改め、同表（その8）教育職給料表（2）級別標準職務表第3項及び同表（その9）教育職給料表（3）級別標準職務表第3項中「主幹教諭」を「主幹教諭又は指導教諭」に改める。
別表第6（その8）教育職給料表（2）級別最低経験年数表及び同表（その9）教育職給料表（3）級別最低経験年数表中「主幹教諭」を「主幹教諭及び指導教諭」に改める。

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）
第2条 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項及び第7条第1項中「主幹教諭」の次に「、指導教諭」を加える。

（熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部改正）
第3条 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表第1特別支援学校の項中「主幹教諭」の次に「、指導教諭」を加える。

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成26年3月31日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会告示第1号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程
熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和32年熊本県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。
第17条第1項第3号ア中「次号ア、第7号ア、第8号ア、第11号、第12号ア及び第20号アの規定」を「次号ア、第7号ア、第8号ア、第11号、第12号ア及び第20号アの規定」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 「給料の調整額」の欄
給与基本台帳から転記する。
減額される場合には、次の式により計算された金額を記入する。
(当該給与期間における給料の支給日において支給されるべき給料の調整額) - { (給料の調整額の月額×12) ÷ (1週間当たりの勤務時間×52 - 1日当たりの勤務時間×18) (円未満四捨五入) } × 減額時間数 = 「給料の調整額」の欄の金額
ただし、前号ただし書に規定する場合には、次の式により計算された金額を記入する。
(当該給与期間における給料の支給日において支給されるべき給料の調整額) - (その欠勤、介護休暇、部分休業、修学部分休業又は高齢者部分休業のあった給与期間に対する給料の調整額) = 「給料の調整額」の欄の金額
第17条第1項第5号及び第6号中「1週間当たりの勤務時間×52」の次に「-1日当たりの勤務時間×18」を加え、同項第7号を次のように改める。

(7) 「初任給調整手当」「扶養手当」の各欄
給与基本台帳から転記する。
初任給調整手当が減額される場合には、次の式により計算された金額を「初任給調整手当」の欄に記入する。
(当該給与期間における給料の支給日において支給されるべき初任給調整手当の額) - { (初任給調整手当の月額×12) ÷ (1週間当たりの勤務時間×52 - 1日当たりの勤務時間×18) (円未満四捨五入) } × 減額時間数 = 「初任給調整手当」の欄の金額
ただし、第3号ただし書に規定する場合には、次の式により計算された金額を記入する。
(当該給与期間における給料の支給日において支給されるべき初任給調整手当の額) - (その欠勤、介護休暇、部分休業、修学部分休業又は高齢者部分休業のあった給与期間に対する初任給調整手当の額) = 「初任給調整手当」の欄の金額
第17条第1項第8号イ中「1週間当たりの勤務時間×52」の次に「-1日当たりの勤務時間×18」を加え、同項第12号を次のように改める。

(12) 「月額特殊勤務手当」「日額特殊勤務手当」の各欄
「月額特殊勤務手当」の欄は給与基本台帳に基づき、「日額特殊勤務手当」の欄は勤務実績報告書に基づき支給すべき特殊勤務手当の額を記入する。
月額特殊勤務手当が減額される場合には、次の式により計算された金額を「月額特殊勤務手当」の欄に記入する。
(当該給与期間における給料の支給日において支給されるべき月額特殊勤務手当の額) - { (月額特殊勤務手当の月額×12) ÷ (1週間当たりの勤務時間×52 - 1日当たりの勤務時間×18) (円未満四捨五入) } × 減額時間数 = 「月額特殊勤務手当」の欄の金額
ただし、第3号ただし書に規定する場合には、次の式により計算された金額を記入する。
(当該給与期間における給料の支給日において支給されるべき月額特殊勤務手当の額) - (その欠勤、介護休暇、部分休業、修学部分休業又は高齢者部分休業のあった給与期間に対する月額特殊勤務手当の額) = 「月額特殊勤務手当」の欄の金額
第17条第1項第17号から第19号までの規定中「1週間当たりの勤務時間×52」の次に「-1日当たりの勤務時間×18」を加え、同項第20号を次のように改める。

(20) 「農林漁普手当」の欄
給与基本台帳に記入された支給割合を給料の月額に乗じて得た額を記入する。
減額される場合には、次の式により計算された金額を記入する。
(当該給与期間における給料の支給日において支給されるべき農林漁業普及指導手当の額) - { (農林漁業普及指導手当の月額×12) ÷ (1週間当たりの勤務時間×52 - 1日当たりの勤務時間×18) (円未満四捨五入) } × 減額時間数 = 「農林漁普手当」の欄の金額
ただし、第3号ただし書に規定する場合には、次の式により計算された金額を記入する。

(当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき農林漁業普及指導手当の額) - (その欠勤、介護休暇、部分休業、修学部分休業又は高齢者部分休業のあった給与期間に対する農林漁業普及指導手当の額) = 「農林漁普手当」の欄の金額
附 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。